

(案)

橿原市の補助金等のあり方に関する提言書

橿原市補助金等検討委員会

令和 7 年●月

# 目 次

1. はじめに
2. 現状・課題
3. 適正化に向けたこれまでの取組みについて
4. 委員会を通じての主な問題点・指摘事項
5. 本市の補助金等のあり方に対する提言
6. おわりに

[資料] 檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱

補助金等取扱基準

## 1. はじめに

---

補助金とは本来、市民及び団体に対し、財政的な支援を行うことにより、広く公益を実現するための手段である。法的にも地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。この補助金制度は、市民及び団体が主体となった事業の実施や、市の目指す施策の実現、さらには市民等の経済的な支援に大きな役割を果たしている。

一方で、橿原市（以下「本市」という。）の補助金、助成金、交付金（以下「補助金等」という。）においては、長期に渡り内容が見直されていない、もしくはそもそも個別の要綱が定められていないものが数多く存在する。そのため、補助の目的が現実と乖離し不明確、終期・見直しの時期の未設定により、補助対象団体の固定化や社会情勢に対応できていないなど課題が山積している。

これまでも職員による見直しを行ってきたが、抜本的な解決に至っていないため、橿原市で初めて学識経験や行政経験を有する外部有識者による橿原市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）が令和6年度に設置された。

委員会は、令和7年2月28日付で市長から「橿原市における補助金等の現状及び問題点に関すること」と「その他、補助金等の在り方や適正化に関すること」についての諮問を受け、5回にわたって会議を開催し、慎重に審議を行った。

委員会においては、これまで本市が交付してきた補助金等の経緯とこれまでの取り組みを踏まえ、その成果と課題を抽出し、補助金等のあり方をより良い方向に導くため議論を重ねた。俯瞰的な視点による補助金等全般に係る意見と個々の事例をもとにした個別具体的な意見の双方に触れながら、今後の補助金適正化に向けた事項を取りまとめたので、以下のとおり提言するものである。

## 2. 現状・課題

---

補助金等の適正化に向けた取組とあり方を検討するにあたり、現に本市で交付されている補助金等の現状と課題は以下のとおりである。

### (1) 長期にわたる特定の団体への補助

154 件（令和 5 年度調査対象ベース）の補助金等のうち、特定の団体に対して 10 年以上補助を続けているものが 89 件ある。補助の長期化により、社会情勢の変化による補助目的の乖離、既得権化等の問題が生じている。

### (2) 一部を除き、補助の終期または見直し時期が設定されていない

本市の補助金等については、創設時に終期設定がされていないものが多く、漫然と制度が存続しているものが見受けられ、(1) でも述べた問題の要因となっている。

### (3) 補助率の適切な設定がされていない

補助対象経費に対して補助率を設定している補助金等は、154 件のうち 28 件にとどまり、補助対象経費の大半を補助金等で賄っているものが多数ある。団体が補助金等を前提とした運営を行っている場合は、自立性や自主性を阻害する要因となる。

### (4) 個別要綱の整備不足

「樫原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱」を根拠に交付している補助金等が多く存在する。しかし、当該要綱には、終期・見直し時期や補助率の設定について明文化がされていない。

### (5) 一部の補助対象団体の事務局業務を市職員が担っている

過去からの経緯等により、一部の補助対象団体の事務局業務を、市の職員が担っている状況が見受けられる。市の職員がその団体の申請関係書類の作成等を行うことで、申請側と交付側が同一となり補助金執行のチェック機能が適正に働かない。公金を支出するにあたっては、適正な執行や透明性の確保が必要である。

### 3. 適正化に向けたこれまでの取組みについて

---

本市では、補助金交付にあたり、補助金事務の執行における基準を設け、全庁的な統一性確保のため「補助金等取扱基準」を策定し、補助金運用の方向性を明確にしている。

また、毎年、担当課がチェックシートを用いて補助金等を評価し、予算編成時に必要に応じて個々に見直しを行っている。さらに、3年に1度はすべての補助金等について精査しており、取扱基準に基づく本市における評価・検証作業等の取組みを行ってきた。

これらの取組みの実施により、一定の成果があったものとする。しかし、これまでの取組みを経ても、先の課題で述べた様々な問題を抱えているという現状である。そのため、より一層の適正化に向けた取組みと、補助金のあり方における方向性の検討が必要である。

#### 4. 委員会を通じての主な問題点・指摘事項

---

##### (1) 「補助金等取扱基準」の抽象性

- ◆「補助金取扱基準」に示されている基準が抽象的である。そのため、おそらく担当課にとっては扱いづらいものとなっている。そこを明確に、担当課にも理解できるように落とし込まないと、財政課と担当課で解釈が異なり、建設的な議論ができない。

##### (2) 運用の不徹底

- ◆「補助金等取扱基準」に問題はあるが、他の規則を含め、方針を示しているにも関わらず、現状運用を徹底できていないことが問題である。そのため今後、明確な基準を設けたとしても、運用次第でどうにでもなってしまう。まずは運用を徹底することが先決ではないか。
- ◆担当課と財政課だけでは決断しきれず、見直しが進まない。例えば、全体感と権限を持って決められる組織、仕組みを検討してはどうか。

##### (3) 「委託」の性質を持った補助金等の存在

- ◆市がやるべき事業をお願いするのは、「補助」\*1ではなく「委託」\*2であり、檜原市の補助金等の中には委託に相当するものが散見される。補助金等を適正化する以前に、果たして補助金かという観点も必要で、委託であれば専門性を持った団体に継続してやっていただく方が効率的である。

\*1「補助」とは、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、反対給付はなく一方的な支出で、助成的性格のもの。

\*2「委託」とは、自治体が直接実施するよりも、他の者に依頼して実施させることの方が効率的なもので、双方の合意に基づき、反対給付を求める対価的性格のもの。

- ◆地域振興のような市と補助対象団体が協働して事業に取り組む必要がある場合には、財政的な見直しだけでなく、協働のあり方という観点からも見直しを加える必要がある。

##### (4) 補助金等の整理ができていない

- ◆補助金等の性質があまりにも多様なので、整理すること。そうすることにより、問題点が整理できて、次のステップが見えてくる。補助金等の性質を明確に類型化できれば、担当課と解釈が共有できる。

#### (5) 「運営補助」の取扱い

- ◆「運営補助」は、積算根拠や間接経費の取扱いが不明確な部分がある。「事業補助」や委託は必要経費の積上げであるため、それらに切り替えていくことで、必要経費の算定が明確になる。
- ◆実際には「運営補助」を出さなければ存続が難しい団体もある。どのような団体であれば「運営補助」として補助されるのか整理する必要がある。

#### (6) 市職員が補助対象団体の事務局を担っている

- ◆昔からの事情や経緯があり見直されないのは、行政の責任でもある。委員会を立ち上げて見直しを図っているので、団体に対して正規の事務手続きを発信すること。
- ◆独立した団体であれば、会計や総会資料の作成は自分たちで実施すべきである。
- ◆高齢化している団体もあるため難しくなりつつあるのも事実である。

#### (7) 繰越金の取扱いの不徹底

- ◆「補助金等取扱基準」に規定されているにも関わらず、繰越金の取扱いについて、指導が徹底されていない。
- ◆「事業補助」の場合、適正に使用されていれば、その団体の財政上繰越金があることは問題ないが、「運営補助」の繰越金は、切り分けて検討が必要である。

#### (8) 事務局案の終期や補助率について

- ◆現在の事務局案には、終期は原則 3 年以内、補助率は原則 1/2 以下と示されているが、それには根拠が必要である。補助金等の性質が異なるため、統一的な見解が正しいと判断できない。
- ◆設立時の団体に補助する場合は、はじめは資金の獲得が難しいため、最終的に自立する前提であれば、補助率 100%でも問題ない。補助金等のタイプ別に設定することも検討してはどうか。

## 5. 本市の補助金等のあり方に対する提言

---

市長からの諮問事項と委員会における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

### (1) 補助金全体の整理

「補助」と「委託」の違いを理解し、明確に区分すること（4（3）参照）。

そのうえで、多種多様な補助金等を適正化していくためには、個々の補助金等について、本来的に「補助」の形式を採るべき事業か、市の直営で行うべき事業か、今一度検証することが最優先事項である。さらに市の直営事業については、市がそのまま実施すべきか、効率性等を鑑みて、専門的技術を有する外部への「委託」にできるかを検討すること。

そのうち、「補助」に振り分けたものについては、それらを類型化し、整理した類型に応じて対応を明確にすること。併せて個々の補助の目的を、補助対象となる活動内容の実態に応じて明確にし、その妥当性について十分に検討を行うこと。

その際、補助の目的が定義されていないものは、補助の目的、範囲等必要事項を個別要綱で定め、事業活動が補助の目的から乖離しているものは廃止するよう見直しを図ること。

### (2) 運営補助の適正化

団体等の運営や育成又は活動全般に対して補助する「運営補助」は、補助金等の交付基準や交付対象事業及び経費が不明確となる。また、これに伴い補助の効果の測定も不十分になることが多い。さらに、活動に対する補助ではないため、補助団体の活動の活性化や自立を阻害する恐れがある。このため、団体等が実施する活動や事業に対して補助する「事業補助」を原則とする。

しかしながら、障がい者団体や放課後児童クラブなど、社会に必要とされているが経済的に脆弱な団体などには、「運営補助」の必要性を検討すること。また、中学校夜間学級の通学費等への補助のような扶助的な経済支援のものは、「事業補助」が馴染まないため、「運営補助」、「事業補助」以外の枠組みも検討されたい。

なお、「運営補助」の補助対象団体における繰越金の取扱いについては、補助の一時停止等の決定に関わってくるため、一定の基準を設ける等の制度設計が必要である。

### (3) 終期・見直し時期および補助率の適切な設定

これまで終期・見直し時期を定めず、高い補助率が容認されてきている状況は不適切である。このまま何も対策を講じなければ、補助の長期化、補助への依存等の問題が解決することはない。そのため、過去からの補助金等についても遡って見直しを進めること。

ただし、全ての補助金等に対し補助率を一律に設定するのではなく、個々の補助金等について性質や目的を考慮し、慎重かつ適切に設定すること。その際には、(1)で触れた分類表を活用しながら、見える化された基準づくりに努められたい。

また、見直し時期については、定期的な評価・検証が必要なことから、終期の設定に関わらず、3年以内ごととするべきである。

#### **(4) 補助対象団体の事務局業務を市職員が担わない**

市が団体の事務局を担うことは、補助金等の財政的支援に加え、市職員の人的支援といった「二重の支援」となる。また、補助金等に係る申請書や収支報告書、決算書等の作成を、補助金等を交付する側の市が行うことは、補助金運用に係るチェック機能が適正に働いていない状態であり、厳に慎むべきである。

そもそも一般論として、会計処理や決算書等の資料作成ができない団体が、効率的・効果的な事業活動を行うことができるとは考えられない。そのような団体が補助対象団体となることには市民の理解が到底得られないということを、市も補助対象団体も肝に銘じるべきである。

ただし、高齢化等により担い手不足となっている団体もあることから、市職員が団体の事務処理習得について一定期間サポートすることは妨げない。

#### **(5) 基準の明確化と運用の徹底**

(1)の補助金等を類型化したものを含め、基準を設定するにあたっては、詳細かつ明確で、全職員が同様の判断ができるものとする。

一方で、基準を設けたとしても、それが順守されなければ意味がない。運用を徹底できる組織・体制を構築し、市長をはじめ全職員が共通認識を持ち、覚悟をもって取り組むこと。

## 6. おわりに

---

本提言は、計5回にわたる委員会の中で、各委員から出された具体的な意見に基づき、補助金適正化・見直しに向けた方向性について、現在の課題に対応する形で取りまとめた。

個別の補助金の見直しを行うにあたっては、本提言の内容を踏まえ、具体的な制度や基準を整理し、すべての補助金について検証を加えられたい。ただし、職員はじめ補助対象団体等が、本提言内容を理解し共通認識のもと実践することができなければ、「机上の空論」となりかねないことを十分に認識する必要がある。

今後、新たに創設される補助金についても、本提言で述べた視点に立ち制度設計や運用を図られたい。なお、補助金の見直しにあたっては、あくまで補助金制度の適正化を主眼とし、支出削減のため廃止ありきの結論に囚われないよう留意されたい。補助金制度は広く公益性のあるものであり、補助金制度の目指す目的や交付における透明性の確保、ニーズを的確にとらえるなど、適切に実施することで市民の福祉や生活の向上に大いに資するものである。よって、見直しの結論は制度の存続か廃止という単純な議論ではなく、個々の補助金の成り立ちや果たす役割を考慮の上、多角的な視点による判断に努められたい。

補助金の見直しについては、これまでも本市において種々の取組みが行われてきた。この度提言する適正化の取組みを十全に果たしたとしても、すべての課題が解決することはなく、また新たな課題が浮上してくることは必然である。一過性に見直しにとどまることなく、時代情勢にあわせ、今後も補助金制度全般に対する検証を行う機会を定期的に設けるよう図られたい。

以上を橿原市からの諮問に対する本委員会の提言とする。

令和7年 月 日  
橿原市補助金等検討委員会  
委員長 久 隆浩  
副委員長 山口 宣恭  
委員 岩田 弘子  
委員 江崎 真喜  
委員 奥村 政哉